

第 7 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録 概 要 版

(平成16年3月29日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第7回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録概要版

1. と き 平成16年3月29日(月曜日) 13:27~14:39

2. ところ 函館国際ホテル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員(36名)

(函館市)

西尾正範
福島恭二
岩谷正信
小野沢猛史
泉清治
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人
金山正智

河合裕秋
小川常明

長野章
渡部正一郎

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長 近 江 茂 樹

事 務 局 次 長 梅 田 誠 治

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1号 議会の議員の定数および任期について
 - 協議第 2号 町字名の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 3号 5市町村建設計画(継続協議)
 - 協議第 4号 合併の期日について(継続協議)
-

午後1時27分 開 会

会長 挨拶。

会長 最初に、会議録署名委員の選任についてだが、本日の署名委員は、戸井町議会議員の境委員にお願いしたい。

それでは、協議事項に入りたい。

事務局 協議第1号 議会の議員の定数および任期について、調整方針案を読み上げる。
「1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き函館市の議会の議員として在任するものとする。

2 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される函館市の議会の議員の任期に相当する期間について、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町を区域とする選挙区を設け、函館市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数各1名を、函館市の旧定数に加えた数をもって函館市の議会の議員の定数とするものとする。」とする。

また、議会の議員の議員報酬について、提案内容を読み上げる。

「議会の議員報酬については、それぞれ現行のとおりとする。」ということで、ご提案を申し上げます。これについては、今回の合併の背景である財政的な要素や、各地域の住民の皆様のご意見などを総合的に勘案して、現行のとおりとするということでご提案したところである。

会長 ご質問、ご意見をいただく前にお二人の委員からご発言があるので、順次お願いしたい。

吉田委員 合併後の議会の議員の身分については、これまで編入される4町村議会で意

見の集約をしながら、函館市を含めた5市町村で協議を重ねてきたが、このたび合併後の住民意見を反映することも考慮しながら、「在任特例および定数特例の適用」ということでまとまったものである。

なお、合併後の議員の報酬の額についても合わせて協議をしてきたが、自らのことでもあるので、この際、第三者に決めていただき、その決定に従うということで整理をし、過日、合併協議会の井上会長に申し入れたところである。

会長 それでは、引き続いて福島委員。

福島委員 ただいま吉田委員から報告があったが、私ども函館市議会としても合併後の議会議員の身分について、合併調査特別委員会で公募により市民の意見を聞く公聴会を開催するなど、慎重に検討をしてきたが、最終的には5市町村議会で協議の結果、ただいま提案のとおり「在任特例および定数特例の適用」ということでまとまった次第である。

また、合併後の報酬の額については、第三者に委ねることとしたが、この背景としては財政状況や市民感情も考慮すべきではないかとの意見もあるので、このことも合わせて申し添えさせていただきたい。

会長 ただいま、お二人のご発言があったが、これも含めてご理解いただけたらと思う。何かご質問、ご意見があれば、発言を願いたい。

二木委員 函館市への編入合併ということになれば、4町村が函館市役所の支所になるということから、町村民にとっては行政サービスの低下につながるのではないかという不安を抱いている状況にあると思う。函館市と漁村である4町村では、さまざまな面で異なる地域事情があって、住民の意識や行政に対する期待が、そしてまた要望も異なっているのが実情であると思う。

また、現状の4町村では、住民の生活感覚としても市の役所や議会とは違い、地域住民と役場、さらには議員や議会との距離感も近いものがあるのではないかと考えている。

そのような中で、合併当初から町村の議員数が大幅に減ってしまっただけで、町村民の要望や切なる声市議会や市役所の行政に届きにくいことになってしまわないかということ、さらなる住民から不安も出てくるように思われる。

したがって、一定期間を経過して町村民が自分たちも函館市民なのだと思えば、そして認識されるようになったときには、当然問題も少なくなって、例えば議員数の大幅削減等々についてはやむを得ないと受け止めることも考えられる。さらに議会の議員報酬については、それぞれ現行のとおりにするというような提案であれば、報酬が現状よりも大きく支出増にはならないわけで、一定の期間は、私は提案どおりのこの84名体制で行ってほしいと思っている。

よって、私は、協議第1号の提案内容に賛成をする。

関根委員 特例については提案のとおりでよい。また、報酬はやはり私どもの町民も現行どおりでいいというのが大方の考え方であり、私も同様である。

星井委員 議会議員の人数にしても報酬にしてもこのままでいくべきであると思う。あとは、函館市になってから、さらに細かいサービスの徹底を行えばいいと思う。

山鼻委員 役場がなくなって支所になるために、住民と行政との関係が薄れるのではないかという趣旨のご発言、もっともだが、私は銭亀沢村の出身であり、その当時もそのことで随分懇談会のときには意見が出されたが、今になって全く函館市民とは変わりはない。住民感情というものは、月日の経過によって心配ないと、体験者の1人として申し上げたい。仲良くしていきたいと思う。

会長 他にご発言あればお願いしたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第1号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第1号 議会の議員の定数および任期については、原案のとおり決定。次にこれまでの協議の中で継続協議となっている事項についてお諮りをしたい。まず、協議第2号 町字名の取扱いについて、事務局から説明願いたい。

事務局 協議第2号 町字名の取扱いについて、ご説明を申し上げます。

これについては、第2回の協議会に提案して、これまで時間をいただき協議を重ねてきたが、このたび最終案ということで取りまとめがなされたので、お諮りしたい。協議第2号の調整の具体的な内容について、読み上げる。

「現字名を新町名とする。ただし、同一または同一読みの場合は、どちらか一方の字名の前に「新」を付し、新町名とする。」としている。

また、重複している字名については、どちらか一方に新を付すということで、新たに新を付す町名については、まず戸井町において二見町というところが戸井町と南茅部町（字双見）にそれぞれあり、これは字は違うが、読み方が同じである。これについては、戸井町に新をつけて新二見町とする。それから、もう一つ戸井町で重複している浜町については、椴法華村にも同じく浜町があるので、これについては、戸井町はそのまま現字名を使い、椴法華村については新をつけるということで新浜町になっている。

また、恵山町においては、下から3番目に恵山町字恵山というところと、こちらも同様に椴法華村字恵山という二つの重複字名があるが、これについても恵山町はそのまま恵山町を使うということで、椴法華村については新を付すということで新恵山町という表現になっている。

また、椴法華村の八幡町は、函館市の八幡町と重複をするが、椴法華村については新たに新を付すということで、函館市新八幡町ということで協議が整った。

その他は、それぞれ重複をしない字名であり、現字名がそれぞれ新町名に変わるということで、この結果、4町村の戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町については、住所としては表現しないということで協議がまとまったので、ご提案を申し上げます。

会長 協議第2号 町字名の取扱いについて、何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第2号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第2号 町字名の取扱いについては、原案のとおり決定。

次に協議第3号 5市町村の建設計画について事務局から説明願いたい。

梅田次長 本計画については、この間委員の皆様および北海道と協議を重ねてきており、一定程度協議が整ったので、本日お示したところである。主な変更箇所をご説明したい。始めに表題だが、これまで5市町村建設計画としていたが、合併後は一つの地域になるということで、合併建設計画と変更した。

1ページの2番目、計画の期間については、「本計画の期間は、合併年度から平成26年度までとする。」ということで変更した。当初は、平成17年度から平成26年度までという表記であったが、合併年度においても合併補助金を財源とする事業が見込まれることから、ここの表記を「合併年度から」という表現に変更した。

また、資料については、なるべく新しい資料ということで変更している箇所がある。その部分については、4ページをご覧ください。

4番目、人口、世帯数だが、人口および世帯数の推移については、一番下の数字を平成16年2月末の数字に変更した。

次に、8ページの基本方針だが、これまでは、8ページ以降の表記については、5市町村であるとか、それぞれ市町村名を表記をしていたが、これを5地域あるいは函館地域もしくは4地域といった合併後の一つの地域としての表記に変更した。

次に、24ページをご覧ください。

項目名を北海道事業の必要性ということで表記している。当初は、北海道事業等の推進であったが、道との協議を行う中で、こういった形で協議が整ったので、北海道事業の必要性ということでタイトル名を変更した。

以下、本文についても北海道へ要望していく事業として、基本目標別に示しており、字句の訂正等を行った。

なお、次の25ページ以降、財政計画については、新たに今回の法定協議会で示しているので、若干ご説明をさせていただきたい。

財政計画については、平成17年度から平成26年度までの10カ年について、普通会計ベースでそれぞれ歳入・歳出の各項目ごとに、いろいろな影響を見込み算定している。

始めに、歳入についてだが、1点目、地方税、地方譲与税・交付金については、国の試算や現在の社会情勢を踏まえ、過去の実績等により算定している。

2番目の地方交付税だが、普通交付税の算定の特例を見込むとともに、合併に係る交付税措置を見込み算定している。

3点目、国・道支出金だが、過去の実績などにより扶助費の財源を見込むとともに、建設計画の事業費に係る財源を、国の財政支援を含み算定している。

4点目の繰入金については、当面の収支不足に対応するための基金の活用額などを見込み算定している。

5点目、地方債については、建設計画の事業費に伴う合併特例債・通常債などを見込み算定している。

6点目、分担金及び負担金、使用料・手数料、その他については、過去の実績によりそれぞれ算定している。

2番目の歳出については、まず1点目、人件費であるが、行財政改革や合併による行政の効率化に伴う職員数の削減および特別職の減などを見込み算定している。

扶助費については、過去の実績等により算定し、生活保護費等の合併に伴う北海道からの移管分経費などを見込み算定している。

公債費については、地方債の発行見込みに基づき算定している。

4点目、普通建設事業費については、建設計画の事業に基づき算定している。

(5)としては、物件費・維持補修費、補助費等、繰出金、その他であるが、これらについては、過去の実績等により算定している。

それと、大きな3点目として、合併準備経費等に係る財源措置として、合併に伴う電算システムの一元化など、平成16年度における準備経費等について、平成16年度補正予算により、国の財政支援措置、合併市町村補助金などを見込み実施することとしている。

これらの部分を数字で表すと、次の26ページの部分、それぞれ歳入、歳出について、各平成17年度以降26年度まで同額となっている。うち歳入では平成20年度までそれぞれ繰入金が入っており、基金を取り崩して収支のバランスを図っている形になっている。

続いて地域別事業計画一覧についてご説明したい。これについては、第5回の法定協議

会において建設計画の資料としてお示ししている。これまでの各委員からのご意見を踏まえながら、若干修正している箇所について説明したい。

1 ページの基本目標の1 番目、多様で力強い産業を振興するまちづくり、総額9 6 4 億円だが、前期で4 5 7 億6 , 3 0 0 万円、後期で5 0 6 億3 , 7 0 0 万円。

以下同様に、2 番目の安全で快適な生活環境を充実するまちづくり、1 0 力年総額で1 , 4 3 0 億3 , 0 0 0 万円だが、前期では7 5 1 億9 , 4 0 0 万円、後期では6 7 8 億3 , 6 0 0 万円。

基本目標3 点目、やさしさとぬくもりのあるまちづくり、1 0 力年総額が1 7 6 億円で、前期では9 6 億1 , 6 0 0 万円、後期では7 9 億8 , 4 0 0 万円。

基本目標4 点目、いきいきと学び地域文化を育むまちづくり、1 0 力年総額では2 5 6 億円で、前期では1 6 4 億1 , 0 0 0 万円、後期では9 1 億9 , 0 0 0 万円。

基本目標の5 点目、連携と交流によるまちづくり、1 0 力年総額が9 5 億円で、前期で7 6 億2 , 7 0 0 万円、後期で1 8 億7 , 3 0 0 万円。

この結果として、1 0 力年総額2 , 9 2 1 億3 , 0 0 0 万円の金額。そのうち前期では1 , 5 4 6 億1 , 0 0 0 万円、後期では1 , 3 7 5 億2 , 0 0 0 万円ということで、前期、後期の金額の違いについては前期に1 7 0 億円ほど厚くなっている。

以下、各市町村名を、それぞれ地域ということで記載している。

次に、地域別事業計画一覧の5 ページご覧いただきたい。

5 ページの(3) 交通・情報ネットワーク形成に係わり、国への要望事業として津軽海峡横断道路の整備を掲載している。

続いて、資料の合併特例債予定事業をご覧いただきたい。

合併特例債予定事業としては事業項目は記載のとおりだが、実施に当たっては、国および北海道と協議を図っていく必要があるので、現時点ではすべて確定をしているというものではない。

まず一つ目、建設事業に係わっては多様で力強い産業を振興するまちづくりの中の事業内容として、水産・海洋関連施設等の整備。これについては、水産・海洋総合研究センターの9 0 億円、水族館の3 0 億円、こういったものを合わせて1 2 0 億円の概算事業費のうち特例債として1 1 2 億1 , 0 0 0 万円ほど見込んでいる。

2 番目の区分、安全で快適な生活環境を充実するまちづくりの一つ目では、消防施設等の整備で、具体的内容としては、消防庁舎の整備あるいは消防無線の統合整備など、これらの概算事業費5 6 億3 , 0 0 0 万円のうち4 7 億5 , 9 0 0 万円ほど特例債を見込んでいる。

防災情報施設の整備については、地域防災無線の整備だが、この概算事業費7 億5 , 0 0 0 万円のうち、特例債として7 億1 , 2 0 0 万円ほど見込んでいる。

次に、地域情報網の整備だが、これは光ケーブルの敷設関係の事業であり、4 億3 , 0 0 0 万円の概算事業費に対して2 億8 , 5 0 0 万円ほど特例債を見込んでいる。

区分の3、やさしさとぬくもりのあるまちづくりだが、障害者福祉施設の整備。これは函館市内にある障害者福祉施設の整備として、14億3,000万円の概算事業費に対して9億200万円ほど特例債を見込んでいる。

区分の4番目、いきいきと学び地域文化を育むまちづくりとして、生涯学習・学校教育施設等の整備に、概算事業費43億円を見込んでいるが、これは、学校給食センターの整備や地域大学連携・共同研究センターの整備などの金額合計で43億円のうち37億3,700万円ほど特例債を見込んでいる。

次に、区分の5番目、連携と交流によるまちづくりだが、地域コミュニティ施設の整備。これは、それぞれの町村にありますコミュニティ施設の新たな整備ということで17億2,000万円のうち13億4,900万円ほど特例債を見込んでいる。

この結果、建設事業に係わっては、概算事業費262億6,000万円に対して、特例債を229億5,400万円として見込んでいる。

さらに、これとは別に、基金造成として下の方に記載しているが、地域住民の連帯の強化または地域振興のための基金造成40億円を積むことを予定しており、これに対して38億円の特例債を見込んでいる。

総合計については、上の建設事業、下の基金造成合わせて概算事業費が302億6,000万円だが、うち特例債としては267億5,400万円を見込んでいる。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第3号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第3号 合併建設計画については、原案のとおり決定。

なお、今後最終的な文言の修正が出る場合は事務局で文言整理を行うこととしたい。

次に協議第4号 合併の期日について、事務局から説明願いたい。

事務局 協議第4号 合併の期日について、これは第2回目、昨年10月28日に提案したが、まだ協議が始まったばかりであったので、平成16年12月1日を目指すということで今日まで継続協議になっていた。本日をもって35項目すべての提案を終え、また協議が決まってきたので、改めて合併の期日については確定をしたい。変更後については、合併の期日は平成16年12月1日とするということでご提案をしたい。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第4号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第4号 合併の期日については、変更後の日程で決定。

以上をもって、本協議会における協議事項35項目すべて決定ということになった。委員の皆様方には、これまでのご協力に対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

(休憩)

会長 それでは、休憩前に引き続きまして協議をお願いしたい。休憩中、資料をお配りしたが、この資料について事務局から説明願いたい。

事務局 まず最初に、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会協議結果ということで4ページ物、1号から35号までの資料をお配りしたが、これまでの協議内容の概要をご説明したい。

まず、この35項目のうち、基本項目に係わる部分ということで、第1号から第6号まで、合併の方式から地域審議会までは、それぞれ方式については編入合併、また期日は先ほどご承認をいただいたとおり12月1日とする。市の名称は函館市とする。事務所の位置については、現在の函館市役所の位置とする。また、財産の取扱いについてもすべて函館市に引き継ぐものとするとしている。

また6回目では、地域審議会の設置についても決定をしたところである。

また、これ以外で比較的時間を要してきた項目として、第7号の議会議員の定数および任期、それから第13号の、町字名の取扱い、同じく第14号の慣行の取扱い、そのほか住民負担に係わる部分では第25号の国民健康保険事業の取扱い、第35号の建設計画が挙げられる。

議会議員の定数については、本日ご提案を申し上げ、決定したところである。

また、第13号の町字名の取扱いについては3つの案のうちのひとつの案を基本として本日示した案で、協議の結果がまとまっている。

また、第14号の慣行の取扱いについては、市の鳥などについて、皆様からのご意見をいただきながら、市の制度に統一をするということで、2回目に提案、4回目に決定をしている。

第25号の国民健康保険事業の取扱いについては一部不均一ということで、南茅部町の保険料を5年間で段階的に調整し統一をするということで、決定をしている。

第35号の建設計画については、ただいま申し上げたとおりである。

そのほか、本協議会でご提案を申し上げて継続協議となっているもので決定したものは、第21号の福祉事業の取扱い。これについては、3回目に提案をして腎機能障害者の取扱

いについて継続協議となっていたが、4回目で決定している。また、第23号保健事業の取扱い。これについても4回目に提案をして、5回目に決定している。主には人間ドック等の健康診断事業に係わって周知等の期間をいただきたいということで継続になっていた。

第30号建設事業の取扱いについては、合併することにより町営、村営住宅の使用料が引き上がるということで、これについても協議の期間をいただき、6回目に現行のとおりとするということで再提案をして、決定したところである。

そのほか第31号の水道事業の取扱い。こちらについても3回目に提案をして、4回目で決定している。

以下、それ以外の項目については、概ね行政に係わる部分、一般職の職員の身分の取扱い、特別職の身分の取扱い、あるいは行政組織機構、条例規則、病院、消防、広報関係等についての項目、そして一番住民が関心のある住民サービス・住民負担については、大きくは五つくらいの区分の中で協議がなされてきたが、本日すべて提案を終えて、協議結果は記載のとおりであるので、資料として提出した。

それから、別紙で合併協定書(案)を配付している。これについては、本日の協議結果について今度は合併協定書の中に同様の内容で記載をしている。4月に入ってから合併の調印式を行う予定であり、合併協定書の中身はこのような形になるということで、案として示している。

なお、委員の皆様については、この合併協定書に立会人としてご署名をいただくことになっている。調印式の日程については、4月23日を予定している。

会長 ただいまの説明のとおり、協議事項35項目すべてご了承いただいて決定をしたわけだが、いま一度全体的に何かあれば、ご発言をお願いしたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議項目35項目について再度確認する。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議項目35項目について、異議のないことを確認した。

以上で、今日の協議会を終わらせていただきたいが、その他で何かあればご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

事務局長 それでは、事務局から何点かご報告させていただきたい。

まず1点目だが、皆様のお手元に資料として配付している北海道知事あての要望書について。これについては、第3回の協議会において、道からの業務が委譲されることに伴い、

北海道からの指導・協力あるいは特例措置等を要望する意見が出されたことから、本協議会として協議を終えた時点で、北海道知事あてに要望書を提出をしたいということで、案としてお示したところである。合併協議会の会長名で知事あてに要望書を提出をするということである。

主な内容として、大きくは3点ある。

まず1点目、合併建設計画、これを達成するために北海道事業の実施についての特段のご配慮をいただくということ。合わせて国事業の実施についても積極的な働きかけをお願いするということとしている。また2点目として、北海道からの業務が委譲される部分について、合併後に新たに必要となる業務が円滑に行われるように、指導あるいは協力を含め、総合的な支援をお願いしたいということである。

また3点目については、合併に伴い北海道の補助制度等が適用外になるものについて、合併による不利益を生じることのないようにということで、特例措置を講ずるなど特段のご配慮をお願いしたいというものである。以上3点について、北海道知事へ案のとおりで要望書を提出したい。

次に、本協議が終了したことに伴い、市町村合併に係る住民説明会を4月9日金曜日午後6時半から函館市民会館において、協議会主催ということで実施したいと考えている。

次に調印式について。4月23日金曜日午前11時からホテル函館ロイヤルで予定しており、委員の皆様は立会人としてご署名をいただくことになっているので、ご出席をいただきたい。また改めてご案内を差し上げたい。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 改めて、これまでの委員の皆様方大変真剣なご協議に対し、心から厚く御礼を申し上げる次第である。誠にありがとうございました。

また、この協議会では副会長という立場でご出席をいただいたが、4町村のそれぞれの町村長さん方にも大変お世話になり、この席をお借りして私から心から感謝を申し上げたい。

それでは、以上をもって、第7回函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会を終了する。

午後2時39分 閉会